



I部 「いじめ」の基本的整理

# いじめの定義を、 しっかりと受け止める

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター  
総括研究官

滝 充

ポイント

① いじめを暴力と区別して取り扱ってきた経緯について、再度学校関係者にも周知すべきである。

② 文部科学省が示す判断基準に立ち返り、いじめも暴力も放置することなく、きちんと対応すべきである。

いじめと暴力の混同

今年の夏、マスコミのいじめ報道が過熱したきっかけになったのは、昨年10月に大津市で中2男子が自殺した事案である。マスコミ取材等で発覚した学校や教育委員会の対応、とりわけ自殺後の事実隠蔽を疑わせる対応に批判が集中し、社会問題化したことは繰り返すまでもなからう。

しかし、ここで問題にしたいのは、自殺に至る前、学校（教師）

が何度も被害を認識していながら、適切な対応を行わなかった点である。体育大会の際に被害者が粘着テープで何重にも巻かれていたのを教師も見えていたり、トイレでの暴行の報告を受けていたりしながら、事実上、放置し、結果的に自殺に至らしめている。

その背景に、本事案だけの特殊事情があった可能性は否めないものの、ここでは対応を控えた際のいいわけに着目したい。それは、いじめかけんかなのか判断に迷った、とする釈明のことである。

マスコミ報道によれば、学校側は被害者が度重なる暴力を受けていたことを把握していた。それも、いじめか否かと悩むまでもない、明らかな暴力事案としてすみやかに対処すべき内容であった。仮に学校（教師）だけでは対応が困難だったというのなら、警察に相談すればよかった。

私が気になるのは、暴力をいじめと表現することで真剣な対応を

避けようとしていたのではないかと、という点である。要するに、暴力事案の矮小化という問題であるが、それは同時に、いじめ事案を軽く見ているという問題でもある。

そして、こうしたいじめと暴力の混同はマスコミ関係者のなかに、またマスコミ報道にさらされた一般市民や政治家等のなかに、そして学校現場にも散見され、今夏のマスコミ報道はそれをいっそう加速させたのではないか。

いじめ認識の風化

大津市の事案とその後の一連の報道に対し、いささか大げさとも思える懸念を示すのは、大津市の事案とは対照的にも見える、9月末に品川区の中1男子が自殺した事案があったからである。

この事案では、今夏のいじめ報道や、それを受けた国や都の通知等があったにもかかわらず、適切

な対応がとられなかった。否、シヤープペンシルを壊されたと訴えのあった5月時点にすでに判断を誤っているものの、今夏はいじめ報道があったからこそ、9月以降の対応を誤ったのではないか。

そう考える理由は、生徒からの訴えがありながら学校（教師）が対応を怠った理由として、いやがらせ程度の認識だった、いじめという認識はなかった、と述べたとされているからである。

いじめを暴力と区別して論じるようになってから、すでに30年近くが過ぎる。あえて説明するならば、暴力というのは、直接に身体的な危害を加える行為であり、刑法で禁じられている暴行や傷害、恐喝や強要といった行為である。

それに対して、いじめというのは、さまざまな方法で精神的な危害を加える行為である。その方法も物理的なものではなかったり、行為自体に違法性がなかったりして、一見些細に見えることも多

い。

たとえば、仲間はずれや無視、いやがらせやいたずらなどが、そうしたいじめの典型である。腕力をふるう場合でも、冗談めかして行い、偶然ぶつかったふりをして行い、押したりするというのが、そうしたたいじめの特徴なのである。

ところが、品川区の事案では、いやがらせという認識がありながら、いじめとは認識しなかったという。暴力的な行為を伴わなければならないことではないかのようになっていると言わざるを得ない。

そして、そうした混乱を煽ったのが、今夏のマスコミ報道であったように思う。7月から8月にかけて連日のように報道されたいじめ問題のほとんどは、もっぱら暴力がらみのもの、警察が被害届を受理できるようなものであった。つまり、第三者の目につきやすい、しかも被害の程度についてもわかりやすい、言い換えれば、マ

スコミ的に報道しやすいもの、深刻さを伝えやすいものに偏っていたように見える。暴力を伴わなければたいしたいじめではないと誤解させかねない報道姿勢が、そこにはあったように思う。

実際、9月初めの兵庫県の川西市で高2男子が自殺した事案でも、品川区と同様の判断と対応がなされていた。6月に被害者の机が別の生徒のものを取り換えられたとの情報が担任に寄せられたにもかかわらず、いじめのレベルに達していないと判断したという。

### いじめ定義の再確認の必要性

文部科学省は、平成18年度分の「問題行動等調査」から、いじめの判断基準を「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に改めた。

品川区の事案にしろ、川西市の

事案にしろ、間違いなくこの定義に該当する。にもかかわらず、この程度なら問題ではないと自分勝手に判断していたとするならば、大きな問題である。

平成23年度はいじめの認知件数の数字にしても、今夏の緊急調査の認知件数にしても、依然として都道府県間の数字には大きな差が見られる。地域による発生実態に大きな差があるとは考えがたい以上、認知しようとする姿勢に問題があると考えざるを得まい。

いじめの本当の怖さは、一見些細に見える行為をしつこく繰り返したり大勢で行ったりすること、被害者のいらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等をつのらせ、精神的に追い込んでいく点にある。被害者の精神的苦痛を第一に考えるところを、今一度、確認すべきである。